

# 生活保護関係全国係長会議資料

平成25年3月12日（火）

社会・援護局 保護課 自立推進・指導監査室

# 目 次

## (重点事項) 頁

### 【重点指示事項】

- 1 平成25年度の生活保護法施行事務監査における重点項目について ----- 1

### 【指示事項】

- 1 平成25年度における生活保護法施行事務監査について ----- 8
- 2 平成25年度における指定医療機関に対する指導及び検査について -- 48
- 3 平成25年度における指定介護機関に対する指導及び検査について -- 50
- 4 平成25年度における保護施設に対する指導監査について ----- 53
- 5 生活保護指導監査委託費について ----- 57
- 6 セーフティネット支援対策等事業の実施に係る留意点について ----- 58

## (連絡事項)

- 1 国が実施する監査等について ----- 59
- 2 平成25年度における研修会等の開催について ----- 60

## (参考資料)

- I 生活保護関係 ----- 62
- II 保護施設関係 ----- 64

# 重点事項

## 【重点指示事項】

### 1 平成25年度の生活保護法施行事務監査における重点項目について

平成25年度の生活保護法施行事務監査における重点項目を次のとおりとするので、各都道府県・政令指定都市本庁においては、十分に留意の上、管内実施機関の指導に当たられたい。

#### (1) 適切な援助方針の策定と的確な訪問調査の実施による自立助長等

監査の結果、一部の実施機関において、援助方針が、個々の要保護者の課題に応じた具体的なものになっていない事例や、世帯の生活実態の把握が十分でないため世帯の自立に向けた課題を効果的に解決するような内容になっていない事例が認められるなど、個々の被保護世帯の課題を解決するための具体的な指導援助の方針を定めるべき援助方針として不適切な状況となっていることが認められている。

また、稼働年齢層にある要保護者について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「(次)」という。）第4、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「(局)」という。）第4に基づく稼働能力の有無や程度等に係る評価を行わず、根拠を欠いたまま就労指導や療養指導に係る援助方針を策定している不適切な事例も散見される場所である。

一方、訪問調査においては、次のとおりの問題が認められている。

#### ア 年間訪問計画について

そもそも計画が策定されていない事例や、当該実施機関が策定した訪問基準に基づいて分類した世帯について、当該分類において規定する回数の年間訪問計画が策定されていない事例、無料低額宿泊施設入所者など、少なくとも年2回以上の訪問調査が必要な世帯について、年1回の訪問計画としている事例、当該世帯の実情から、実態把握や指導援助の必要性が極めて高いと認められるにもかかわらず、明らかに回数が不足していると言わざるを得ない計画となっている事例などが認められている。

## イ 訪問調査実施状況について

援助方針に基づく目的を持った訪問調査となっていないことから、単に訪問時点における生活状況等の確認や主訴の聴取のみに止まっていたり、計画に沿った訪問調査が実施されていないことなどから、必要な生活実態の把握や指導援助が行われていない事例などが認められている。

援助方針は、(局)第12の4に基づき、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。)第1編 問12-1を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じ具体的な方針を策定する必要がある。

また、訪問調査については、(局)第12の1において「要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。」としていることから、援助方針に基づく具体的な指導援助を行うことが、訪問調査活動の極めて重要な目的であるとの認識に立つ必要がある。

したがって、都道府県等本庁は、管内実施機関における適切な援助方針の策定と的確な訪問調査活動の実施を確保するためには、上記各通知等の趣旨に基づき、援助方針と訪問調査活動の不可分の関係性を十分に理解の上、個々の被保護世帯に対する実効性ある指導援助を確保するという視点に立ち、管内実施機関を指導していく必要がある。

については、都道府県等本庁は、単に「年間訪問計画に沿った訪問調査活動の実施有無」のみに着目するのではなく、①個々の要保護者の生活状況や課題を把握すること、②把握分析した課題を踏まえ、(局)第12の4に基づき適切な援助方針を策定すること、③援助方針に基づいた指導援助を行うために必要な頻度、回数による年間訪問計画を策定すること、④訪問調査活動にあたっては、援助方針に定めた課題の解決や目標達成のための指導援助を行うことなどの訪問調査の目的を明確にすること、⑤訪問調査により把握した生活状況等の変化等に即して援助方針を見直すこと、といった援助のPDCAサイクルについて管内実施機関へ徹底するため、指導監査等における検証や指導の方法を検討の上、実効性のある指導を行うこと。

なお、訪問調査の実施に関しては、被保護者本人からの(平成17年3月31日付け社援保発第0331003号厚生労働省社会・援護局保護課長通知に定め

るところによる) 個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の家庭訪問とみなすことができることについても助言願いたい。

## (2) 漏給及び濫給の防止

### ア 面接相談について

監査の結果、一部の実施機関において、保護の相談に際し、①申請の可否等を実施機関側が判断していると認められる事例、②申請意思が表明されているにも関わらず申請書を交付していない事例、③申請意思を確認していない事例、④扶養義務者の扶養や生命保険の解約など資産の活用が申請に際しての要件であるかのような誤った説明をしている事例、⑤例えば住宅賃貸借契約書や預金・貯金通帳など、申請者が申請時において提出義務を負わないものの提出を求めることを内容とした書面を面接相談の際に使用し、それらの提出が申請の要件であるかのような誤信を与えかねない運用を行っている事例等、申請権を侵害、ないし侵害していると疑われる不適切な取扱いが未だに認められているところである。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時に面接相談票について個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、面接相談員、査察指導員及び所長等幹部職員に対するヒアリングにおいては、面接相談の具体的な手順や申請に至るまでの役割分担等、更に、相談者へ交付ないし提示する書面等を含めた関係書類も確認して問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、(局)第9の1に基づき、別冊問答集第1編問9の1から2を踏まえ、是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、保護の相談における開始申請の適切な取扱いを更に徹底すること。その際、(局)第11の1及び別冊問答集第1編問11の1から5による「保護申請時における助言指導」の取扱いについて十分理解させること。

特に、査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①相談者との面接終了後、面接相談員に速やかに面接相談票を回付させること、②面接相談票の審査を(局)第9の1に基づき厳正に行い、面接相談員に対し適切な助言指導を行うこと、③必要に応じ相談者に対し追加面接等を実施することについて徹底をお願いする。

なお、住宅手当、総合支援資金貸付及び求職者支援制度など第2のセーフティ

ネット各制度についても、相談者に対し適切に情報提供すること。

イ 「辞退届」の提出による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、「辞退届」の提出による保護廃止の取扱いについて、①実施機関側から辞退を促していると思料される事例、②最低生活費に比べ、収入が著しく低いにもかかわらず保護を辞退しているケースなどにおいて、保護辞退に至る経緯や具体的な自立の目途等がケース記録上全く明らかとなっていないため、真に被保護者本人の任意かつ真摯な意思に基づく辞退であったか客観的に確認できない事例、③管外転出や収入増などによる保護廃止ケースからも不必要な「辞退届」を原則一律に徴取している事例、④辞退による廃止の決定理由が、「収入増」などによるものか「辞退届」の提出によるものか混乱し、「収入増による廃止」と誤った理由を保護決定通知書に記載している事例、⑤保護の廃止に際して国民健康保険への加入等など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について助言指導していない事例などが未だに認められているところである。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時において「辞退届」の提出による保護廃止ケースについて個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員等に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護長通知。以下「課長通知」という。）第10の12-3に基づく是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、「辞退届」の提出による保護廃止の適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、提出された「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであるか、また、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥るおそれがないかなどについて、必要に応じてケース診断会議に諮るなど組織的に慎重に検討するとともに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について助言指導を徹底すること。

## ウ 指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①指導指示を行う根拠とした事実が、単に匿名の情報提供である等、実施機関としての客観的な事実確認に基づくものではないなど、指導指示を行う前提となる事実認定に問題がある事例、②「現業員の指示に従うこと」や「生活保護受給中の注意点を守り、生活の維持、向上に努めること」など、指導指示の内容が具体性を欠き包括的で、「被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならない。」との法第27条第2項の規定を逸脱したものと言わざるを得ない事例、③特段の理由なく法第27条に基づく口頭による指導指示を経ることなく文書による指導指示を実施している事例、④「法第62条第4項による弁明の機会」を付与せずに廃止等を決定している法に反した取扱いをしている事例、⑤指導指示に従わない場合において保護の停止等について検討しないまま廃止をしている事例などが認められた。

法第27条により指導指示に従わなかったときは、要保護の状態であっても必要に応じて法第62条第3項により当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるため、指導指示内容の的確性はもちろん、その手続きについても当然、適法性、厳格性が求められる。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時に指導指示違反による保護廃止ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時における担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、法第27条、法第62条、(局)第11の2、課長通知第11の1に基づき、別冊問答集第11の6から20、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「II指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応」を踏まえた是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、法第27条による指導指示に係る適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、法第27条に基づく指導指示内容及び弁明の機会の付与などの手続きが適正であるか、ケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討すべきこと、さらに必要に応じ都道府県等本庁へ助言を求めることについて徹底をお願いする。

## エ 不正受給等の防止について

平成23年度における不正受給件数及び金額は35,568件173億1千万円と、平成22年度の25,355件128億7千万円から、件数、金額とも増加している。このうち件数については、平成22年度と比較して10,213件増加した。これは不実の申請等により保護を受けた者に対して、実施機関が法第78条の費用徴収決定を行った件数であり、必ずしも悪意ある受給者が1万人増加したわけでないものと考えている。

不正受給が増加している要因としては、近年、被保護世帯が増加する中、各実施機関による課税調査による稼働収入の把握、年金調査による年金収入の把握など保護の決定実施に係る業務が適切に取り組まれてきた結果と考えている。

また、平成22年度の会計検査院からの指摘を受けて、収入未申告等の者に対する費用徴収決定の適確な適用が進められてきたことも要因と考えられる。

一方、監査の結果、一部実施機関において、課税調査で確認した未申告就労収入について、合理的な理由なく法第63条を適用の上、勤労控除を適用している事例、年金収入の未申告など、実施機関が適時に調査確認していれば容易に把握できたと思料されるものについて事後法第78条による費用徴収を行っている事例、複数年にわたる未申告就労収入について法第78条による費用徴収を行っているという、前年度以前における課税調査漏れの可能性がある事例などが認められているところである。

については、都道府県等本庁は、監査時における検討や原因分析を始めとして、管内実施機関に対して濫給防止の視点に立った不断の指導を徹底すること。

### (3) 組織的運営管理の徹底による適正な保護の決定実施と不祥事の未然防止について

監査等の結果、一部の実施機関において、職員による保護費の領得等の不正や複数の職員による事務懈怠が長期間継続しているにも関わらず、これが組織的に認知されずに看過され、その結果、個々の被保護世帯に係るケース記録が長期間欠落したり、保護費が過大ないし過小に支出されているなどの極めて不適切な状況となっていた事案なども認められているところである。

こうした事案の発生は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものである。

職員による不正や事務懈怠が発生した実施機関の状況を見ると、日常の現業事

務に係る審査や進行管理、牽制体制などの組織的運営管理体制に多くの課題が認められており、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第63条による返還金及び法第78条による徴収金の取扱い、遺留金品の取扱い、訪問調査活動の進行管理、ケース審査などについて、それぞれに組織的な手順や仕組み、職階ごとの役割などが明確になっておらず担当者任せになっていたりと、本来果たすべき職階ごとの役割が機能していないなどの状況が認められるところである。

また、こうした実施機関に対する都道府県等本庁の指導状況を見ると、監査時における組織運営ヒアリングなどに際し、単に実施機関からの説明を聴取するに止まり関係帳票等を実地に確認していなかったり、個別ケース検討や事項別検討において確認された問題について、監査班全体が共有して対応を検討することなく、問題として指摘するか否かを担当者限りの判断で行うなどして、結果として重大な問題を看過しているなどの不適切な状況も認められているところである。

については、都道府県等本庁においては、こうした事案の未然防止の観点から、これらの点について管内の実施機関における取扱いの実態を踏まえた具体的な指導が重要であることを十分に認識の上、監査時の組織運営ヒアリングにおいて組織的運営管理体制の状況や課題を具体的に把握するとともに、事項別検討や個別ケース検討で把握された課題が生じる原因を、組織運営ヒアリングの結果ともあわせて客観的に検討し、具体的な是正改善について指導援助すること。

特に、現業員の経理や現金取扱いへの関与の有無やその内容、生活保護電算システムによる事務処理における脆弱性の有無や程度に十分に留意すること。

## 【指示事項】

### 1 平成25年度における生活保護法施行事務監査について

#### (1) 基本的な考え方について

##### ア 指導監査におけるPDCAサイクルについて

生活保護法施行事務の指導監査にあたっては、管内実施機関の問題点の把握、それを踏まえた的確な指導監査の実施、当該実施機関のその後の是正改善状況の確認に基づく更なる指導といった一連の事務が、PDCAサイクルに基づいて効果的に実施される必要がある。

そのためには、まず、各実施機関ごとに、厚生労働省監査を含む前年度監査において明らかになった課題や問題点の内容及び是正改善状況に加え、保護動向や保護に関する地域情報、当該実施機関に対する本庁の所見や評価、次回監査における留意点や確認事項など、継続した指導に必要となる事項を盛り込んだ「福祉事務所指導台帳」を作成することが必要である。また、管内実施機関が抱える課題を整理し、当該課題の是正改善に向けた実効ある指導を行うために本庁としての監査の重点事項を設定することが重要である。

その上で、各実施機関の規模や課題等に応じた日数・班編制による的確な監査（事前検討及び復命会の実施を含む。）を実施するための監査実施計画を策定し、当該計画に基づいた実効ある指導監査を実施するようお願いする。

##### イ 都道府県等本庁生活保護主管課長のリーダーシップについて

指導監査には、都道府県等本庁の生活保護主管課長のリーダーシップが不可欠である。特に、本庁生活保護主管課長が、問題を有する実施機関や大規模実施機関等に対して実地に指導監査に参画することにより、当該実施機関における生活保護実施状況の実態を把握し必要な指導を行うことが重要である。

また、管内実施機関に対して適切な指導を実施し得る本庁の指導監査（研修等の実施を含む。）の体制整備が必要かつ重要であるので、本庁生活保護主管課長はこうした点についてご尽力願いたい。

なお、厚生労働省においては、管内実施機関の数等に応じ、都道府県等本庁生活保護主管課長をはじめ、一定数の生活保護主管課職員について、生活保護

指導職員として人件費を補助しているところである。

ウ 是正改善の通知と改善報告について

監査の結果については、単に現地において講評を実施するに止まらず、復命会等によって十分な事後的精査と組織的検討を行った上で、是正改善を要すると認められる事項とその具体的改善方策を含め文書で通知し、実施機関における是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求め、報告された是正改善の内容を評価するとともに、必要に応じて監査職員を派遣してその改善状況を確認することも重要であることに留意願いたい。

エ 実施機関における実施体制の整備及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した体制強化について

保護の相談や新規申請が増加し、被保護世帯が増加する中、適正な保護の運営実施を確保するため、標準数に対する現業員の充足及び査察指導體制の充実など実施体制の整備が課題となっているので、管内実施機関に対して適切に指導願いたい。

併せて、現業事務の高度化等を図るため、セーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用し、就労支援員、住宅確保・就労支援員、年金調査員、介護支援専門員等の配置又は増員やレセプト点検の外部委託などによる体制の強化についても、管内実施機関の状況に応じ、適切な助言指導を願いたい。

オ 保護の実施機関における生活保護業務の実施方針及び事業計画の策定（実施機関におけるPDCA）について

効率的かつ効果的な生活保護業務を行うためには、実施機関において適切に生活保護業務の実施方針及び事業計画を策定し、それに沿って業務を計画的に実施し、この結果を評価して、実施方針及び事業計画の見直しを行うことが必要である。

従って、実施方針については、「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」（平成17年3月29日社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、①保護の動向及び雇用情勢など地域の状況の分析に基づく課題の整理、②前年度の監査指摘事項などを踏まえた、

実施機関の抱える問題点の把握、③前年度業務の取組結果の評価・分析による改善を図る事項の有無、について検討の上、早急な改善や対応が必要な事項を中心として策定されていることが重要であるので、年度当初に管内実施機関の状況に応じヒアリングを実施するなど必要な助言指導を願いたい。

(2) 監査実施上留意すべき点について

ア 暴力団員の排除について

申請者等が暴力団員であることが疑われる場合の警察への情報提供依頼などについては、「暴力団員に対する生活保護の適用について」（平成18年3月30日社援保発第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）で示しているところであり、厚生労働省としてもかねてより「生活歴や態度等から暴力団員である疑いがある場合は、本人の申立てや年齢、障害の有無又は傷病の程度にかかわらず警察官署に暴力団員該当性を照会すること。」と指示しているところであるが、未だに、暴力団員であることを隠匿して保護を受給し、事後に発覚する事例や、暴力団から離脱した被保護者が、暴力団員に復帰していた事例などが見られるところである。

については、「申請者等が暴力団員であることが疑われる場合」として警察への情報提供を依頼すべきケースは以下の通りであるので、都道府県等本庁におかれては、管内実施機関にこの旨を周知徹底されるとともに、適切に取り扱われるよう指導監査等を通じて指導されたい。

(ア) 警察への情報提供を依頼すべきケース

- ① 暴力団からの離脱が確認された被保護者
- ② その他、生活歴や態度、生活状況等から、暴力団員であることが疑われる要保護者

(イ) 上記①に該当する者とは次のとおり

- a. 保護の相談、申請の段階では現役の暴力団員であることが確認され、その後暴力団からの離脱が確認された者
- b. 要保護者本人から過去暴力団員であった旨の申し立てがあり、警察への情報提供依頼の結果、保護の申請時においては暴力団員該当性が無いと確認された者

(ウ) 上記①に該当する者については、保護開始時ないし暴力団からの離脱確認時

のいずれか遅い時点から起算して最低5年間は、毎年1回以上、暴力団員該当性について警察への情報提供依頼を行い、暴力団へ復帰していることが無いことを確認すること。

(エ) なお、上記①に該当する者について、5年を超えて引き続き「暴力団員であることが疑われる者」(上記(ア)の②に該当する)として警察官署に照会するかどうかは、福祉事務所が個々の対象者の生活状況に即して判断するものとする。

#### イ 課税調査の徹底について

課税調査については、局長通知第12の3及び「課税調査の徹底及び早期実施について」(平成20年10月6日社援保発第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により、その徹底について通知しているところである。

しかしながら、監査等の結果、住民登録が管内にある被保護者について課税調査を実施しても、管外にある者については実施していないことや、前年中に保護を受給しながら、廃止や転出等によって、課税調査実施時点において保護を受給していない者を調査対象としていないことが一部の実施機関において未だに認められた。

また、一部の実施機関において、現業員が課税収入額と収入申告額を突合した結果、現業員が調査の必要があると判断したケースしか査察指導員等に報告せず、そのため調査漏れ等と思料される事例が認められた。さらに、突合後不一致となったケースの調査について進行管理がなされていないことから、法第78条等の決定が翌年度となっている事例も認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、前年中に保護を受給した者全てを調査対象とするとともに、管外に住民登録がある被保護者については現在の居住地に住民登録を異動するよう指導するとともに、それが困難な場合及び異動前の課税状況を把握するため、法第29条に基づき、必要に応じて同意書を添付するなどによって当該市区町村長に協力を求め、課税調査を実施するよう、引き続き管内実施機関に対し指導を徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、現業員が問題ないと判断したケースも含め査察指導員等による課税調査結果の点検及びその後の進行管理等の徹底の指導を更にお願ひする。

なお、課税調査の実施について「保護のしおり」に記載するなどして周知し、

適正な収入申告を促すことについても助言をお願いする。

ウ 年金、障害者自立支援給付等他法他施策の活用について

監査等の結果、一部の実施機関において、年金受給権等の有無の確認が十分でない事例が散見された。

については、都道府県等本庁においては、管内実施機関に対し、「年金制度及び不動産等の資産の活用の徹底について」（平成23年3月31日社援保発0331第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、同通知の別添1「年金調査票」、別添2「年金加入状況管理進行表」等を参考に、これらの様式を早急に整備し、生活保護受給者の年金加入状況を的確に把握の上、組織的に管理するよう指導すること。また、

①日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」などを活用した年金保険料の納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を確認すること、②障害がある場合はさらに主治医訪問等により傷病の初診日及び障害の程度について聴取するなどにより、年金受給権の可能性について検討し、可能性があるとは判断された場合は年金申請について被保護者に対し助言指導を徹底すること、③任意加入により年金受給権が得られる場合は、任意加入手続き、年金受給権を得られる可能性がない場合は、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援を行うことなど、年金制度を適正に活用するよう指導を徹底すること。

なお、障害年金に関しては、初診日の判断や身体障害者手帳の対象外の疾病でも支給対象になる場合があるなど専門的知識が必要な場合もあるため、年金調査員の非常勤任用等について管内実施機関に対し積極的に助言願いたい。

また、介護保険の被保険者以外の被保護者に係る介護扶助10割支給に係る障害者自立支援給付、人工透析等に係る更生医療及び精神障害者の精神通院医療等の優先活用などについて指導を徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、日常のケース審査の強化及びチェック表などを活用した一斉点検の実施等などによって、他法他施策の活用を徹底すべきことについて指導を徹底願いたい。

## エ 代理納付について

監査等の結果、一部の実施機関においては、公営住宅家賃について、滞納の発生状況が把握されていないことや、現に滞納が発生しているにもかかわらず代理納付が実施されていないことが認められたところである。

また、介護保険料加算、公営住宅家賃、学校給食費について、現に滞納が発生しているにもかかわらず、当該被保護者の同意が得られないことなどを理由に、支給方法を代理納付に変更していない事例が認められた。

生活保護における扶助のうち、介護保険料加算及び住宅扶助費等については、当該使途に充てるために、それぞれの実費を支給しているところであり、これらの扶助費が一般生活費に充当されることは生活保護制度の趣旨に反するものである。

については、都道府県等本庁においては、「生活保護制度における代理納付等の適切な活用等について」（平成19年10月5日社援保発第1005002号・社援指発第1005001号厚生労働省社会・援護局保護課長・総務課指導監査室長連名通知）を踏まえ、代理納付制度の実施が遅れている実施機関についてはその原因を分析の上、早急な実施を指導する一方、新たな滞納の発生情報が、適宜当該実施機関に提供されるよう関係部門等との調整を図ること。

また、所長等幹部職員及び査察指導員に対し、介護保険料加算及び住宅扶助費等について現に滞納が発生している場合は速やかに代理納付に切り替えるよう指導を徹底すること。

## オ 扶養義務の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①扶養義務者の職業、収入等について要保護者その他により聴取する等の方法により扶養の可能性が調査されず、そのため扶養能力調査が適切に行われていない事例、②管内に居住する重点的扶養能力調査対象者について、実地に調査されていない事例、③管外に居住する重点的扶養能力調査対象者について、文書により照会しているが期限までに回答がないにもかかわらず再度期限を付して照会をしていない事例などが認められた。実施機関によっては、そもそも局長通知第5について全く理解せず、重点的扶養能力調査対象者の的確な把握もなされていないところも認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、扶養義務の取扱いについて、局長通知

第5に基づき、別冊問答集第1編第5を踏まえ、管内の実施機関に対し指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、局長通知第5の趣旨及び重点的扶養能力調査対象者の取扱いについて徹底願いたい。

なお、重点的扶養義務調査対象者に係る扶養能力調査及び扶養の履行状況の調査は年1回程度行うこととされていることに留意すること。

カ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度（リバースモーゲージ）の活用について

監査等の結果、一部の実施機関において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用が可能な世帯であるにもかかわらず、活用に向けての手続きが進捗していない事例が認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査等において要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用が可能な世帯であるにもかかわらず未だにその活用が図られていない事例が認められた場合には、当該事例を個別に検討の上、必要な助言指導を行うこと。

キ 実施体制の整備等について

(ア) 実施体制の整備について

監査等の結果、増加する保護の相談や新規申請の処理に追われる中、一部の実施機関において現業員による継続ケースへの指導援助が不十分な事例が多数認められた。特に、上記重点的指示事項のとおり、稼働可能な被保護者に対する就労指導又は就労支援については、時機を逸せず適切に実施することが重要であることから、現業員の配置等実施体制の整備は喫緊の課題となっている。

については、都道府県等本庁においては、社会福祉法第16条に定められる現業員数の充足、査察指導の体制整備及び社会福祉主事有資格者の配置について指導すること。

また、職業安定行政その他の関係機関等との連携強化、自立支援プログラムの活用促進及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した面接相談員、就労支援員、年金調査員、診療報酬明細書点検員などの配置又は増員などによる実施体制の強化についても、指導監査の際にその必要性に応じ一層の

具体的な助言をお願いする。

その際、小規模の実施機関においては、単独では必要な人員の確保が困難な場合があることから、当該事業を複数の実施機関で共同実施するなど必要な調整及び支援についても検討願いたい。

(イ) 組織的運営管理について

監査等の結果、一部の実施機関において、訪問調査活動、病状の把握及び就労指導・就労支援、扶養義務の取扱及び他法他施策の活用など生活保護の適正な決定実施の基本的事項に多数の問題が認められたが、これらの原因として、前年度の監査結果等が実施機関の生活保護業務の実施方針及び事業計画に十分に反映されず具体的な改善方策が策定されていないこと、査察指導員等によるケース審査が的確に行われず、さらに現業員への指示事項に係る進行管理も徹底されていないことなど、所長等幹部職員及び査察指導員による組織運営管理にそもそもの問題があることが認められたところである。

なお、実施方針及び事業計画については、策定されている実施方針が不適切な内容となっているのみならず、事業計画についても、単なる年間業務予定表であり、実施方針に掲げた重点事項を確実に実施するための具体的な取組内容と実施時期、職種や職階ごとの役割を明記されていないものも認められた。

については、都道府県等本庁においては、このような実態を踏まえ、年度当初において、管内実施機関の実施方針及び事業計画が、実施方針策定通知等を踏まえ、前年度の監査結果や国の生活保護行政の重点事項等を反映するなど適切に策定されるよう助言指導を行った上で、指導監査に当たってその実施状況を確認すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、②現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、③チェック表などを活用した一斉点検の実施、④日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理の強化について、指導を徹底願いたい。

生活保護法施行事務監査事項

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>1 保護の適正実施の推進</p> <p>(1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 面接相談時等における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</p> <p>(2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(3) 他法他施策活用についての助言は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 手持ち金及び預貯金の保有状況、家賃、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等、いわゆる急迫性の確認は的確に行われているか。</p> <p>(5) 相談内容、助言結果は面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(6) 相談者に対し、「居住地がなければ保護申請できない」、「稼働年齢層は保護申請できない」、「自動車や不動産を処分しなければ申請できない」等の誤った説明を行ったり、扶養が保護の要件であるかのように説明するなど、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎み、保護申請の意思を確認しているか。</p> <p>また、申請の意思が表明された者に対しては、保護申請に当たって事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか。</p> <p>(7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(8) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。</p> <p>(9) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度の周知や民生委員及び各種相談員との連携、保健福祉関係部局、水道・電気等の事業者等との連絡・連携体制はとられているか。</p> <p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>(1) 資産等の把握状況</p> <p>ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、拳証資料等に基づき十分審査されているか。</p> <p>また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会社、年金事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。</p> <p>イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書は適切に徴取されているか。</p> <p>ウ 急迫性がないにも関わらず、保護開始決定後に調査していることはないか。</p> <p>エ 保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等が行われているか。</p> <p>オ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。</p> <p>(2) 他法他施策の活用状況</p> <p>ア 年金、手当、自立支援給付等の他法他施策の活用又は活用の可能性について十分検討されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>イ 任意加入により年金受給権が得られる場合、任意加入手続きの支援は行われているか。</p> <p>ウ 年金受給権を得られる可能性がない場合、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援は行われているか。</p> <p>エ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の優先活用について検討されているか。</p> <p>(3) 病状及び稼働能力活用状況の把握 病状及び稼働能力の活用状況が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等は活用されているか。</p> <p>(4) 扶養義務履行の指導状況</p> <p>ア 扶養義務者の存否の確認は行われているか。 また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認は行われているか。</p> <p>イ 扶養義務者について、職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性は調査されているか。 また、精神的な支援の可能性についても確認されているか。</p> <p>ウ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住している場合には、実地に調査されているか。</p> <p>エ 重点的扶養能力調査対象者が管外に居住する場合には、回答期限を付して照会し、回答がないときに、再照会は行われているか。なお、回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会は行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 保護受給中における指導援助の推進</p>	<p>オ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。</p> <p>カ 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。</p> <p>キ 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合には、すみやかに調査が行われ、再認定等適宜の処理は行われているか。</p> <p>また、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度行われているか。</p> <p>3 関係機関等との連携</p> <p>関係部局、民生委員、保健所、障害者更生相談所、児童相談所、町村役場、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携は円滑に行われているか。</p> <p>1 権利、義務の周知徹底</p> <p>被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導は行われているか。</p> <p>なお、高校生のアルバイト収入等の申告義務についても周知されているか。その際、高校生のアルバイト収入については、未成年者控除等の勤労控除及び高等学校等就学費の支給対象外経費等の収入認定除外について、周知されているか。</p> <p>さらに、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底は図られているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>2 資産及び収入の把握</p> <p>(1) 資産の把握</p> <p>ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等によりの確に確認されているか。</p> <p>また、資産の申告内容に変化はないか。</p> <p>特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額は的確に把握されているか。</p> <p>イ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用など、資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。</p> <p>(2) 収入の把握</p> <p>就労可能と判断された被保護者については、収入の有無にかかわらず毎月（収入が安定している場合は3箇月ごと）、就労困難と判断された被保護者については少なくとも12箇月ごとに収入申告書は徴取されているか。</p> <p>ア 稼働収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は、毎月徴取されているか。その際、給与証明書等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 収入申告書及び給与証明書等挙証資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。</p> <p>イ 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は適切に徴取されているか。必要に応じ、年金改定通知書（写）等挙証資料は添付されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(イ) 年金、保険金等の受給権の有無及び受給金額は、必要に応じ、年金事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。</p> <p>(ウ) 仕送り額等は、的確に把握されているか。</p> <p>ウ 課税調査の実施状況</p> <p>(ア) 前年中に保護を受給した全ケースの世帯員全員について、毎年6月以降、課税資料の閲覧可能な時期に速やかに調査が実施されているか。特に管外市区町村に住民票がある者については、当該市区町村に対しても課税情報の提出について協力を求めているか。</p> <p>なお、未申告の収入が判明した場合、その収入を継続して得ているかを確認し、現在も継続して収入があることが判明した場合、遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理が行われているか。</p> <p>さらに、課税調査結果は決裁されているか。</p> <p>また、法第78条適用等の処理は、遅くとも年度内に完結されているか。</p> <p>(イ) 課税調査の実施漏れや実施の遅れ等を防止するため、査察指導員等による進行管理や全ケースに係る調査結果の点検等、課税調査を的確に行う体制の整備は図られているか。</p> <p>(3) 年金等の受給権の確認</p> <p>ア 日本年金機構から35歳、45歳及び58歳時に送付される「ねんきん定期便」を活用するなど、老齢基礎年金等の受給権について確認されているか。</p> <p>イ 一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金や労働者災害補償保険の障害（補償）給付等の受給権について確認されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ウ 遺族厚生年金や労働者災害補償保険の遺族（補償）給付等の受給権について確認されているか。</p> <p>エ 任意加入により年金受給権が得られる場合、任意加入手続きの支援は行われているか。</p> <p>オ 年金受給権を得られない場合、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援は行われているか。</p> <p>(4) その他、他法他施策の活用            身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の取得、介護扶助または医療扶助について自立支援給付等の優先活用の可能性など他法他施策の活用について検討されているか。</p> <p>(5) 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱い            入院患者日用品費等の累積金は、少なくとも12箇月ごとに把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p> <p>3 援助方針の策定</p> <p>(1) 援助方針は、アセスメント表を作成するなど、訪問調査活動や病状把握等の関係機関調査により把握した生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じて具体的に策定されているか。            また、策定した援助方針については、要保護者本人に理解を得るよう説明しているか。</p> <p>(2) 援助困難なケース等については、関係機関とも連携の上、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に検討されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 援助方針は、ケースの生活状況等の変化に即して適切に見直しがされているか（ケースの状況等に変動がない場合であっても年1回以上見直すこと）。</p> <p>(4) 援助方針が、ケース記録等に明記されているか。また、説明した旨がケース記録等に明記されているか。</p> <p>4 訪問調査活動の充実</p> <p>(1) 訪問計画の策定</p> <p>ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合には、生活状況の把握、保護の要否及び程度の確認、自立助長のための助言指導などについて、訪問調査活動の目的を達成するために考慮されているか。</p> <p>なお、個々の被保護世帯への訪問基準の設定にあたっては、訪問基準を画一的に当てはめることなく、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。</p> <p>イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。</p> <p>また、ケースの生活状況等の変化に応じて適時適切な見直しは行われているか。</p> <p>(2) 訪問調査活動の状況</p> <p>ア 訪問は、訪問計画に沿って確実に実施されているか。</p> <p>また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じた随時の訪問が実施されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。</p> <p>イ 訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。</p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用など必要な指導援助は行われているか。</p> <p>ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行うなど世帯員全員に対し適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 面接すべき者の不在が続く場合には、訪問方法を工夫するなど適切な対応措置はとられているか。</p> <p>また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行うなど、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力されているか。</p> <p>オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。</p> <p>カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。</p> <p>また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。</p> <p>5 就労阻害要因の把握</p> <p>(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助は適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等によりの確に、年1回以上は把握されているか。</p> <p>(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況や入所条件等を総合的に勘案し、適切に行われているか。</p> <p>6 個別具体的な指導援助の充実</p> <p>(1) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況</p> <p>ア 稼働能力を活用しているか否かについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①稼働能力</li> <li>②稼働能力を活用する意思</li> <li>③稼働能力を活用する就労の場</li> </ul> <p>があるか否かにより判断し、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等により組織的に検討されているか。</p> <p>イ 就労・求職状況管理台帳は整備されているか。 また、対象者には、求職活動状況・収入申告書を毎月提出させ内容を把握し、必要な指導は行われているか。</p> <p>ウ 就労に関する個別支援プログラムを積極的に活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。 また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>オ 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労の日数や時間、収入が少ない者に対し、勤務先調査又は課税調査が行われているか。</p> <p>また、地域の有効求人倍率や求人情報等を踏まえ、稼働能力を有している者の年齢、資格、生活歴、職歴等を総合的に勘案し、稼働能力が十分活用されていない場合には、転職を含む増収指導が行われているか。</p> <p>カ 稼働能力の活用の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>キ 被保護者に対し、検診命令に従わない場合において、必要があると認められるときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止をされることを伝えているか。</p> <p>(2) 高齢者、障害者世帯など要援護世帯に対する指導援助の状況</p> <p>ア 高齢者、障害者等世帯について、介護保険制度及び障害者自立支援法等による各種サービスの活用が図られているか。</p> <p>イ 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は行われているか。</p> <p>ウ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。</p> <p>エ 高齢者、障害者等世帯について、必要な生活環境等の整備のための介護保険や障害者自立支援給付などの制度活用は図られているか。</p> <p>オ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等について協力依頼は行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 母子世帯等に対する指導援助の状況</p> <p>ア 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は行われているか。</p> <p>イ 母親の養育態度、子の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助は行われているか。</p> <p>ウ 子の進路について、学校等関係機関との連携を図るなど適切な指導援助は行われているか。</p> <p>エ 児童扶養手当等、他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 多重債務問題等に関する指導援助の状況</p> <p>債務整理等の支援に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は図られているか。</p> <p>(5) 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況</p> <p>ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。</p> <p>イ 民生委員、保健所、町村役場、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。</p> <p>また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p>ウ 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の未納について、関係部局と連携を図り納付状況を把握するとともに、滞納しているケースについては、被保護者に対し適切な納付指導を行うか、代理納付の手続きをとることにより改善は図られているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 適正な保護の決定 事務の確保</p>	<p>1 保護の開始 保護の開始は、急迫性がないにも関わらず要保護者の資産及び収入に係る必要な関係先調査をせずに開始していることはないか。また、保護の開始・申請の却下は、要否の判定を適正に行い決定されているか。</p> <p>2 保護の廃止</p> <p>(1) 要否の判定による廃止 保護の廃止は、当該世帯における収入の増加、最低生活費の減少等により保護を要しない状態を確実に把握した上で、医療費、介護費用等を含めて適正に要否の判定を行い決定されているか。また、廃止決定の理由は的確か。</p> <p>(2) 「辞退届」による廃止</p> <p>ア 「辞退届」は、被保護者本人の任意かつ真摯な意思によるものか。また、本来不必要な「辞退届」を一律に徴取していないか。</p> <p>イ 被保護者本人から自立の目途を具体的に聴取するなど、廃止により直ちに急迫した状況に陥らないことを確認しているか。</p> <p>ウ 保護の廃止決定の判断は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に対応されているか。</p> <p>エ 保護の廃止に際し、当該世帯の国民健康保険や国民年金への加入等の諸手続及び急迫状況に陥らないよう必要に応じ再来所・再申請について助言されているか。</p> <p>また、地域の民生委員へ保護廃止の旨を連絡するなどにより、保護廃止後の当該世帯の自立生活を見守る配慮はされているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 指導指示違反による廃止</p> <p>ア 指導指示内容及び期限の設定については、被保護者本人の保護の目的達成上、必要なもので実現の可能性があるものとなっているか。</p> <p>イ 法第27条による指導指示は、文書による指導指示の前に、原則として、口頭により直接当該被保護者に対して確実に行われているか。</p> <p>ウ 指導指示違反に対する弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か。</p> <p>エ 指導指示に従わない場合において、保護を廃止する前に、保護の停止等について組織的に検討しているか。</p> <p>オ 保護の廃止決定の判断及びその手続は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に対応されているか。</p> <p>3 最低生活費の算定及び通知事務 最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。 また、保護の開始及び変更並びに停止及び廃止が行われた場合には、被保護者に対しその旨を通知するとともに、必要な教示は行われているか。</p> <p>4 保護費の返還・徴収の決定 (1) 法第63条による返還額の決定は、必要経費の控除及び自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものの免除を含め適切に行われているか。 また、一部又は全部の返還額を免除する場合は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的にその必要性を十分検討されているか、さらに、その内容が挙証資料等により明確にされているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(4) 不正受給防止対策等の推進</p>	<p>(2) 法第78条による費用徴収にあたっては、各種控除を適用せず、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とされているか。</p> <p>1 収入申告内容の確認等の状況</p> <p>(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。</p> <p>また、必要に応じて勤務先等関係先調査が適切に行われているか。</p> <p>(2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。</p> <p>2 不正受給ケースに対する措置</p> <p>不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。</p> <p>また、悪質なケースについては、告訴等が行われているか。</p> <p>3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策</p> <p>(1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握・分析された上で、適切に適用されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握の方法に問題はないか。また、年金、手当等の受給権の確認が適切に行われていたか等、実施機関として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。</p> <p>(2) 実施機関として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応はとられているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
2 医療扶助の適正運営の確保	<p>1 医療扶助受給者に対する指導援助及び適正運営の状況</p> <p>(1) 電子レセプトを導入している場合には、電子レセプトを活用して、被保護者ごと又は医療機関ごとに医療扶助の実態を把握し、その結果をレセプト点検、指定医療機関の重点指導、重複受診（処方）、後発医薬品の使用促進等に活用しているか。</p> <p>(2) 被保護者の病状は、電子レセプトの活用やレセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等によりの確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等は適切に行われているか。</p> <p>(3) 継続して医療を必要とするときには、原則、3箇月（併給入院外患者及び訪問看護の利用者は、6箇月）ごとに、医療要否意見書等により医療扶助継続の要否は十分検討されているか。</p> <p>(4) 長期入院患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。</p> <p>ア 社会的入院を余儀なくされている入院患者のうち、要介護者については、介護施設への入所や介護サービスの活用を図り、精神障害者については、精神障害者退院促進事業を活用するなどして、在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行われているか。</p> <p>イ 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等は行われているか。</p> <p>(5) 頻回受診者に対する適正受診指導状況</p> <p>ア 頻回受診者指導台帳等は整備されているか。</p> <p>イ 頻回受診の判断は主治医訪問や嘱託医協議等によって適切に行われているか。</p> <p>ウ 頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(6) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。</p> <p>(7) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認・審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導は行われているか。</p> <p>(8) 被保護者に対して、パンフレット等を用いて説明を行うなど後発医薬品の適切な選択について周知徹底を図っているか。</p> <p>2 レセプトの点検、活用状況</p> <p>(1) レセプトは、個別ケースごとに直近6箇月程度は編綴され、療養指導等に常時活用できる状態となっているか。</p> <p>また、病状の把握、療養指導等に際し、現業員、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。</p> <p>(2) 資格審査、単月点検、縦覧点検について、医療事務の経験がある者等によって、適切な方法により実施されているか。</p> <p>また、単月点検、縦覧点検を業者委託している場合、仕様書の見直し、競争入札の実施等を行うことなく、安易に同一業者に長期間委託していないか。</p> <p>(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>(4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合は行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>3 移送の給付等の状況</p> <p>(1) 移送の給付にあたっては、画一的な取扱いによって一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなることをないよう、適切に給付の決定が行われているか。</p> <p>また、『「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について』（平成22年3月12日社援発0312第1号厚生労働省社会・援護局長通知）を踏まえ、不正受給や過大給付などが発生しないよう所定の手続に則って、個々の事案ごとに十分な検討が行われているか。</p> <p>(2) 施術、治療材料給付</p> <p>あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。</p> <p>また、施術については慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について嘱託医と協議のほか、必要に応じ施術者への確認や検診命令により把握の上、福祉事務所が十分検討しているか。</p> <p>なお、施術の給付についての往療料の算定は、歩行困難など、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限り行われているか。</p> <p>4 嘱託医等の配置及び活動状況</p> <p>(1) 嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制は確保されているか。</p> <p>(2) 精神科などの嘱託医の確保が困難な場合には、必要に応じ業務委託医の活用は検討されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 医療扶助の要否及びケース援助に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見は聴取されているか。</p> <p>(4) 現業員等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。</p> <p>5 本庁への技術的助言の要請状況 医療の給付の要否、援助方針の決定に当たって医学的見地からみて疑義のあるものについては、本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>(1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについての確認はされているか。</p> <p>(2) 患者の病状等に応じ、障害者自立支援法、感染症予防法に基づく結核医療等の活用について、保健所等関係機関との連携は十分図られているか。 特に次の点について、関係機関との連携が図られ、確認はされているか。</p> <p>ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討は行われているか。</p> <p>イ 精神科の通院について、精神通院医療適用確認調書を活用するなど、障害者自立支援法第58条の適用について検討は行われているか。</p> <p>ウ 人工透析医療、ペースメーカー交換術等移植術、人工関節置換術等について、更生医療に係る自立支援給付の優先活用についての検討及び確認台帳の整備は行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>3 介護扶助の適正運営の確保</p>	<p>1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導されているか。</p> <p>(2) 介護扶助の要否判定、程度は、居宅介護支援計画又は介護予防支援計画の妥当性を検討の上、適正に決定されているか。</p> <p>(3) 居宅介護支援計画又は介護予防支援計画に基づくサービス提供実績の確認は的確に行われているか。</p> <p>2 福祉用具及び住宅改修の給付状況</p> <p>(1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合には、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。</p> <p>(2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条が適用されているか。</p> <p>(3) 福祉用具の使用状況を実地に確認しているか。 また、住宅改修前後の状況を実地に比較し、改修効果が確認されているか。</p> <p>3 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者について、障害者自立支援法等の他法が介護扶助に優先活用されているかの検討及び確認台帳の整備は行われているか。 また、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携は図られているか。</p>



主 眼 事 項	着 眼 点
<p>5 組織的な運営管理の推進</p> <p>(1) 計画的な運営管理の推進</p>	<p>1 理事者等の現状認識</p> <p>(1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、実施機関の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。</p> <p>(2) 所長等幹部職員は、実施機関の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。</p> <p>(3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から実施機関全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。</p> <p>ア 開始・廃止ケースの状況及び問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、実施機関全体の問題として把握し、取り組んでいるか。</p> <p>エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。</p> <p>(4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>2 生活保護業務の実施方針及び事業計画の状況</p> <p>(1) 保護の動向及び雇用情勢など地域の状況について分析を行い、対応すべき課題について整理し、前年度の監査指摘事項などを踏まえ、実施機関の抱える問題点を分析し、その要因を把握しているか。</p> <p>(2) 実施方針については、所長等幹部職員及び現業員等関係職員の参加のもとに十分討議し、早急な改善や対応が必要な事項を中心とした実効性のある方針が立てられているか。</p> <p>また、問題を生じている要因の改善に向け取り組む内容が明らかとなるよう、具体的な手順や方法が盛り込まれているか。</p> <p>(3) 実施方針に基づき、月別にあるいは四半期毎に、具体的な取組の内容及び実施時期を明らかにするため事業計画が策定されているか。</p> <p>(4) 実施方針及び事業計画に基づいて実施した取組の結果及び効果を集約し、実施機関として評価・分析を行い、改善が必要な事項については、次年度の実施方針に反映するなどの措置がとられているか。</p> <p>3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況</p> <p>(1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業は実施されているか。</p> <p>(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、実施機関として評価がされているか。</p> <p>また、実施方針等に反映されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 査察指導機能の充実</p>	<p>(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。</p> <p>4 ケース診断会議の活用状況</p> <p>(1) 援助困難ケースに対する援助方針の策定、法第63条の一部返還免除、法第78条の適用、新規開始及び廃止決定、暴力団員への保護の適用、自動車の保有可否の決定、法第27条による指導指示をする場合等においては、必要に応じケース診断会議等に諮るなど速やかな組織的判断が行われているか。</p> <p>また、所長等幹部職員は参画しているか。</p> <p>(2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。</p> <p>また、その結果等を踏まえ具体的な取組は行われているか。</p> <p>1 現業活動の掌握体制の確保</p> <p>訪問計画の策定など計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な助言、指導ができる体制は確保されているか。また、個々のケースを掌握するための査察指導台帳は作成されているか。</p> <p>2 訪問の進行管理等</p> <p>(1) ケースの実態に即した援助方針及び訪問計画の策定など、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて、その見直</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
(3) 実施体制の確保	<p>しに対する助言、指導は適切に行われているか。</p> <p>(2) 長期間未訪問ケース等について、現業員に対して必要な指導が行われているか。</p> <p>3 ケース審査及び助言、指導</p> <p>(1) ケースの援助内容について、現業員に必要な助言、指導は適切に行われているか。特に、新任の現業員に対し、実務指導、接遇等について特別な配慮はなされているか。</p> <p>(2) 現業員に助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳等に記録されているか。</p> <p>(3) 現業員に助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。</p> <p>4 援助困難ケースへの対応</p> <p>(1) 援助困難ケースに対する指導援助は、担当者任せとなっていないか。</p> <p>(2) 援助困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な援助を行うよう指導されているか。</p> <p>(3) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p>(4) 関係機関等との連携は、組織的に確保されているか。</p> <p>1 職員の配置状況</p> <p>(1) 査察指導員、現業員の不足により事務処理に支障を来していないか。</p> <p>(2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 現業員の大半が異動すること等によってケースの援助、事務処理等に支障を来していないか。  現業員等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得に努めているか。</p> <p>(4) 査察指導員、現業員が生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。</p> <p>2 面接相談体制の状況  専任面接相談員の配置や、状況に応じた複数による面接の実施等、面接相談体制は確立されているか。</p> <p>3 現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等</p> <p>(1) 保護金品の支給について</p> <p>ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。</p> <p>イ 電算システムにおける決裁権者の決裁確認機能はあるか。(無い場合は、代替確認方法)</p> <p>ウ 窓口支給における現業員の関与はあるか。関与がある場合、その範囲は適正に定められているか。</p> <p>エ 未支給保護金品の管理方法は適正に定められているか。</p> <p>オ 介護老人福祉施設入所者等を除き、生活保護受給者本人以外に保護費を交付していないか。</p> <p>カ 当該被保護世帯主又は世帯員が受領に来所出来ない場合の保護金品の取扱いは適正に定められているか。</p> <p>キ 保護決定通知書を事前に送付しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ク 窓口支給の縮減に適正に取り組んでいるか。</p> <p>ケ 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適正にとられているか。</p> <p>(2) 返還金・徴収金について</p> <p>ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。</p> <p>イ 現業員等の事務の範囲及び取扱い手順は適正に定められているか。</p> <p>ウ 決定前の返還金・徴収金相当額の預かりを行っていないか。</p> <p>エ 納付指導等における返還金・徴収金の徴収方法は適正に定められているか。</p> <p>オ 現金管理及び相互牽制は適正に行われているか。</p> <p>カ 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適正にとられているか。</p> <p>(3) 遺留金品の取扱いについて</p> <p>ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。</p> <p>イ 現業員等の事務の範囲及び取扱い手順は適正に定められているか。</p> <p>ウ 現金管理及び相互牽制は適正に行われているか。</p> <p>エ 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適正にとられているか。</p> <p>4 ケース記録等事務処理の管理状況</p> <p>(1) ケース記録など個人情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>6 実施機関の実情に応じた重点的な指導の徹底</p>	<p>(2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理は適正に行われているか。</p> <p>1 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 被保護者又は申請者等の言動から暴力団員ではないかとの疑いが持たれなくても、その経歴などから暴力団親交者との交流の可能性がある場合には、警察等関係機関との連携を十分図り適切に処理されているか。</p> <p>特に高齢又は障害・傷病などにより、安易に暴力団員の該当性はないと判断していないか。</p> <p>(2) 保護を申請した、又は申請しようとする者（以下、「申請者等」という。）が暴力団員である場合には、現業員等のみに任せることなく、ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。</p> <p>(3) 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、急迫状態である場合を除き、既に申請を受理している場合は申請を却下し、相談等の段階である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明しているか。</p> <p>(4) 申請者等が申請時点において暴力団員であったが、暴力団からの離脱を求めた結果、暴力団を離脱した場合には脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門状等）、誓約書、自立更生計画書等を徴取しているか。</p> <p>なお、それらの書類の真偽について疑いがある場合には、警察の暴力団排除担当課に再度情報提供を求めるなどにより確認に努めているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(5) 保護受給中に暴力団員であることが判明した場合には、暴力団からの離脱等を指示し、これに従わない場合には、所要の経路を経て保護の廃止をしているか。</p> <p>(6) 現役暴力団員と生計を同一とする他の世帯員について、当該暴力団員を世帯分離し、真にやむを得ない事情によりその世帯員のみを保護している場合、その事情は現時点において適切か。</p> <p>(7) 現役暴力団員、当該暴力団員を世帯分離した生計を同一とする他の世帯員及び元暴力団員について、真にやむを得ない事情で保護を適用している場合、適切に生活実態は把握されているか。</p> <p>(8) 警察との連携・協力強化のため、暴力団員の保護状況や、管内の暴力団の状況について、実施機関と警察署との間で円滑な情報交換を行うなどの協議等が行われているか。なお、暴力行為等があった場合には、速やかに警察署へ通報する等の措置は行われているか。</p> <p>(9) 保護の開始決定後、本庁への情報提供は速やかに行われているか。</p> <p>2 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等によりの確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。なお、保有容認にあたっては、任意保険の加入についても検討されているか。</p> <p>(2) 保有を認めた場合において、適宜保有要件の検証は適切に行われているか。</p> <p>(3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じて、文書指示により徹底されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。</p> <p>(5) 自動車の処分指導の保留については、概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断される場合に限り、行われているか。</p> <p>また、処分指導を保留しているケースについて、期限到来後に自立に至らなかった場合には、速やかに処分指導を行っているか。</p> <p>3 ホームレス等に対する保護の適用状況</p> <p>(1) ホームレスに対する保護の適用にあたっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、実施されているか。</p> <p>(2) 直ちに居宅生活を送ることが困難とされ、保護施設や第二種無料低額宿泊所等において保護されたホームレスについて、その状況に応じて養護老人ホームや各種障害者福祉施設等への入所は検討されているか。</p> <p>(3) 施設入所中の被保護者については、その状況に応じて訪問調査活動を行い生活実態を把握するとともに、居宅生活への円滑な移行に向けて、施設職員や民生委員等関係機関との連携を図り、日常生活訓練、就業の機会の確保等の必要な支援は行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(4) 第二種無料低額宿泊所等に起居する被保護者については、平成21年10月20日社援保発1020第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知を踏まえ、少なくとも1年に2回以上家庭訪問するよう訪問計画を策定し、定期的な訪問調査活動を行い、利用料金、金銭管理、居室の状況等も含めた生活実態を把握するとともに、自立に向けた必要な指導援助は行われているか。</p> <p>また、被保護者の生活状況が劣悪であると認められた時には、転居指導を行うとともに、必要な支援は行われているか。</p> <p>4 実施機関の規模に応じた適切な組織運営</p> <p>(1) 小規模な実施機関において、査察指導員任せにならないよう、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保される体制は整備されているか。</p> <p>また、他の実施機関等と共同し、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会など、実施水準の維持向上のために努力がされているか。</p> <p>(2) 大規模実施機関において、組織運営の一体性が確保されるよう、役付会議や係会議の定期開催、査察指導マニュアル及び補助簿の整備、各種委員会の組織などの工夫がされているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>5 職員による不祥事件の再発防止について</p> <p>過去において職員による不祥事件の発生した実施機関については、その発生要因及び背景を分析した上で、適切な再発防止策が策定され、かつ確実に実施されているか。</p> <p>また、他の実施機関においても、職員による同様の不祥事件が発生しないよう再発防止策の情報共有を通じて未然防止策が徹底されているか。</p>

## 2 平成25年度における指定医療機関に対する指導及び検査について

指定医療機関に対する個別指導及び検査に当たっては、知事決定や管内実施機関に対する指導監査等を通じて把握した医療扶助運営上の問題点、指定医療機関ごとの医療給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

近年、指定医療機関による診療報酬の不正請求等が発生しているため、不正又は不当な診療報酬の請求を行った医療機関に対しては、厳正に対処する等医療扶助の一層の適正実施に努める必要がある。

しかしながら、監査等において、指定医療機関に対する実地検査について、関係部局との連携体制が確保されていなかったこと等により、保険医療機関の指定取消後に、別途生活保護法に基づく立入検査を実施する必要性が生じた事例が見受けられ、この場合、関係部局により指定取消の根拠となる書類が押収されていることから、その後に立入検査を実施しても既に必要な書類がなく、適切な措置の実施に支障が生じた事例が見られたところである。

については、医療保険等各制度との連携を図り、不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じた合同による指導及び検査の実施等、国民健康保険担当等の都道府県・指定都市・中核市の各関係部門、並びに各地方厚生局（北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州）など関係機関間における指定医療機関に係る指導・検査の連携体制を具体的に構築すること。

なお、一般指導についても、適正な実施に努めること。

また、中核市において、指定医療機関に対する指導が適切に実施されていない事例が散見されることから、各中核市においては、医療扶助運営要領に基づき適正な実施に努めること。

平成23年度より導入された電子レセプトにより、管内の指定医療機関からの請求状況を集計・分析し生活保護受給者に関する請求件数の割合が極めて多い等、他に比べて突出しているケースについて、嘱託医等の協力を得ながら重点的にレセプトの個別内容審査を行い、請求内容に疑義がある指定医療機関に対して個別指導を実施されたい。

都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関  
に対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保</p>	<p>1 医療扶助に対する理解の状況</p> <p>(1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。</p> <p>(2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。</p> <p>(3) 障害者自立支援法等他法の取扱いについて配慮されているか。</p> <p>特に、障害者自立支援法第58条適用について理解されているか。また、長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取得等について配慮されているか。</p> <p>2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <p>(1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。</p> <p>(2) 医師、看護師等医療従事者は、確保されているか。</p> <p>(3) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。</p> <p>(5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。</p> <p>(6) 入院患者日用品費等の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>特に、精神科病院に対しては、本来病院において用意し負担すべき内容の経費について入院患者日用品費から支出するようなことはしていないか。</p> <p>また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。</p>

### 3 平成25年度における指定介護機関に対する指導及び検査について

指定介護機関に対する個別指導及び検査に当たっては、管内実施機関に対する指導監査等を通じて把握した介護扶助運営上の問題点、指定介護機関ごとの介護給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

近年、指定介護機関による介護報酬の不正請求等が発生しており、不正又は不当な介護報酬の請求を行った介護機関に対しては、厳正に対処する等介護扶助の一層の適正実施に努める必要がある。

しかしながら、監査等において、指定介護機関に対する実地検査について、関係部局との連携体制が確保されていなかったこと等により、指定介護保険事業者の指定取消後に、別途生活保護法に基づく立入検査を実施する必要性が生じた事例が見受けられ、この場合、関係部局により指定取消の根拠となる書類が押収されていることから、その後立入検査を実施しても既に必要な書類がなく、適切な措置の実施に支障が生じた事例が見られたところである。

については、介護保険担当部局と連携を図り、生活保護制度についての周知や不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じた合同による指導及び検査の実施等、指定介護機関に係る指導・検査の連携体制を具体的に構築すること。

また、一般指導を含め、指定介護機関に対する指導が適切に実施されていない自治体が散見されることから、介護扶助運営要領に基づき適正な実施に努めること。

都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関  
に対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>介護扶助受給者に対する適切な処遇の確保</p>	<p>1 介護扶助に対する理解の状況</p> <p>(1) 生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱いは十分理解されているか。</p> <p>(2) 報酬請求は適切に行われているか。</p> <p>また、報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。</p> <p>(3) 障害者自立支援法などの他法の取扱いについて配慮されているか。</p> <p>特に、40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者（以下「被保険者以外の者」という。）について、障害者自立支援法などの他法が介護扶助に優先して活用されているか。</p> <p>2 介護扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <p>(1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。</p> <p>(2) ホームヘルパー等介護従事者は、確保されているか。</p> <p>(3) 要介護者に関する介護記録及び報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 特別な居室、療養室等の提供が行われていないか。</p> <p>(5) 特定施設入居者生活介護、<u>認知症痴呆対応型共同生活介護</u>、<u>地域密着型特定施設入居者生活介護</u>、<u>介護予防特定施設入居者介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護</u>を行う事業者については、入居にかかる利用料が住宅扶助により入居できる額であるか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(6) 居宅介護支援計画（ケアプラン）において、生活保護法による指定を受けていない居宅介護サービス事業者を用いていないか。</p> <p>(7) 介護施設入所者基本生活費の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>特に、本来施設において負担すべき内容（おむつ代及びおむつ洗濯代等）の経費について介護施設入所者基本生活費から支出するようなことはしていないか。</p> <p>また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理し把握されているか。</p>

#### 4 平成25年度における保護施設に対する指導監査について

保護施設の健全で安定した運営と入所者個々の特性に合った適切な入所者処遇が確保されるためには、施設に対する都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）の指導監査の果たす役割が極めて重要である。

については、平成25年度における指導監査の実施に当たっては、特に以下の点に留意の上、別添「生活保護法保護施設指導監査要綱」に基づき実施されたい。

なお、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）によって、保護施設の設備及び運営については、平成25年3月31日までに都道府県等の条例により定めることとされているが、保護施設指導監査事項についても、都道府県等において、当該条例に基づき策定し、これに従い管内施設に対する指導監査を実施することとしていることから、平成25年度の監査に当たって、保護施設指導監査事項を適切に策定されたい。あわせて、策定した保護施設指導監査事項については、策定次第、当室あて情報提供願いたい。

また、地方厚生局が実施する保護施設の指導監査に当たり、都道府県等に提出を求めている指導監査資料等についても、所要の見直しを行うこととしている。

##### (1) 入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施

保護施設入所者に対する適切な処遇が行われるため、基準が確保されていることはもとより、

- ア 入所者の意向を尊重した上で適切な処遇計画が策定されているか
- イ 居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れについて検討されているか
- ウ 実施機関や家族との連携が図られているか
- エ 処遇計画について適宜必要な見直しが行われているか
- オ 入所者への虐待の防止について適切に対応が行われているか

に重点をおいた指導監査を実施することにより、入所者の自立支援に向けた取組が一層推進されるよう指導すること。

##### (2) 施設運営の適正実施の確保

入所者処遇を図るための必要な職員の確保のほか、適正な会計事務処理及び内部

牽制体制の確立、衛生管理や感染症対策の徹底、防災対策の充実強化等について指導すること。

なお、入所者からの預り金を管理している施設については、不正事案防止の観点からその適切な管理についても指導すること。

また職員の処遇については、有用な人材の確保及びその定着化を図るため、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生等の士気高揚策の充実等について指導すること。

### (3) 事件・事故に係る報告の徹底

施設において職員による入所者への虐待が確認された場合や職員による不正が確認された場合などの事件・事故については、速やかにこれを都道府県等に報告するよう、管内施設に対して指導すること。

また、報告を受けた都道府県等は、当該事案の概要、対応方針等について速やかに国へ報告することとし、報告に際しては、その時点で判明している事実関係や今後の見込み等について速報されるとともに、詳細な内容が判明次第、逐次具体的な報告を行うこと。

## 生活保護法保護施設指導監査要綱

### 1 指導監査の目的

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による事業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことによって、適正な事業運営及び施設運営を図るものであること。

### 2 指導監査方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）において定める「保護施設指導監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること。

#### ア 一般監査

一般監査は、原則として全ての保護施設に対し、年1回実地監査を行うなど、計画的に実施すること。ただし、前年度における実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を2年に1回として差し支えないこと。

#### イ 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

(ア) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

(イ) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき

(ウ) 指導監査における問題点の是正改善がみられないとき

(エ) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

(2) 指導監査計画等

#### ア 一般監査

保護施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するなど、計画的に実施すること。

なお、実施計画を策定するなど、指導監査の実施につき検討する場合には、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。

#### イ 特別監査

特別監査は、不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する保護施設を対象として随時実施すること。

#### (3) 指導監査の連携

施設と法人の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設監査は法人監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。

#### (4) 指導監査の実施通知

都道府県等は、指導監査の対象となる保護施設を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保護施設に通知するものとする。

ア 指導監査の根拠規定

イ 指導監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

エ 準備すべき書類等

### 3 指導監査後の措置

#### (1) 指導監査結果の通知等

指導監査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

#### (2) 改善報告書の提出

文書で指示した事項については、期限を附して具体的改善措置状況を示す資料の提出を求めること。

また、必要に応じ監査担当者を派遣してその改善状況を確認すること。

#### (3) 改善命令等

上記(1)の指導監査結果通知の事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、生活保護法第45条の規定に基づき改善命令等所要の措置を講ずること。

### 4 指導監査結果の報告等

都道府県等が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

## 5 生活保護指導監査委託費について

生活保護指導監査委託費については、都道府県及び指定都市本庁の指導監督体制の整備強化を図り、管内福祉事務所に対する不断の査察指導を通じて真に適正な保護の実施を期することを目的として、都道府県及び指定都市が設置した生活保護指導職員に係る経費を補助しているところであるが、生活保護指導職員として医師である者を配置した場合には、当該職員に係る人件費の基準額の算定に当たって、一定額を加算することとしている。

については、指定医療機関等に対する指導体制の強化を図り、医療扶助の適正化を推進するため、医師である者を生活保護指導職員に指定することについて、積極的に検討されたい。

なお、平成25年度の生活保護指導監査委託費の内示については、平成25年度予算の成立後の通知となるので、御承知おき願いたい。

## 6 セーフティネット支援対策等事業の実施に係る留意点について

セーフティネット支援対策等事業における「生活保護特別指導監査事業」については、保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図ることを目的として、一般指導監査、特別指導及び確認監査の実施を通じて、福祉事務所の抱える問題点の分析と適切な対応策の検討等を行う場合に、当該事業に係る経費を補助するものであり、平成24年度からは、以下のように事業内容を一部見直したところである。

しかしながら、平成24年度の監査において、見直した趣旨及び内容について、正確に認識していないと思われる自治体があったことから、当該補助事業の実施に当たっては、再度、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙中別添2「生活保護適正実施推進事業実施要領」において定めた留意点を踏まえ、適正に実施されたい。

- ① 一般指導監査実施前に対象福祉事務所の現状及び課題について十分に検討を行い、当該福祉事務所に係る重点的着眼点を策定するとともに、監査体制については、関係部局職員が参画するなど、監査が効果的に行える体制とするよう努めることとする
- ② 監査における検討対象ケースの選定に当たっては、対象福祉事務所固有の課題を的確に把握し、指導による運用改善が効果的に行えるよう、重点的着眼点を踏まえて行うこととする
- ③ 一般指導監査実施後において、その後の特別指導及び確認監査がより実効性のあるものとなるよう、監査結果を踏まえ、対象福祉事務所における問題点の分析及びその改善方策等について組織的に検討を行うこととする
- ④ 一連の監査が終了した後、指導監査手法の検討を行い、より適切な指導監査手法を確立することとする

## 【連絡事項】

### 1 国が実施する監査等について

#### (1) 平成25年度における監査計画について

平成25年度においては、原則としてすべての都道府県・政令指定都市に対する監査を実施することとしており、具体的な監査実施計画については決定次第連絡することとしているので了知願いたい。

#### (2) 平成25年度生活保護法施行事務監査に係る事前打ち合わせについて

平成25年度「事前打合せ」については、以下の日程で開催する予定であるので了知願いたい。

なお、各都道府県・指定都市ごとの日程等詳細については、別途調整の上、通知する。

#### ① 実施時期

4月9日(火)、10日(水)、11日(木)の3日間 <予定>

#### ② 提出資料

例年のとおりを予定しており、別途連絡する。

## 2 平成25年度における研修会等の開催について

平成25年度においては、以下の研修会等の開催を予定しているので、関係職員の参加等について配慮願いたい。

### ア 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

近年、保護の相談・申請及び廃止における不適正な取扱い、職員による保護費の詐取などの不正事案、暴力団関係者による不正受給事例など、広範囲にわたり種々の問題が生じており、本庁における管内実施機関に対する監査の充実が求められている。このため、来年度においても今年度同様、各都道府県等の生活保護指導職員を対象に、下記のとおり会議を開催することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、監査班長など関係職員の派遣について配慮願いたい。

なお、下記イの「生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会」へ参加した新任指導職員の本会議への派遣についても、特段の配慮を願いたい。

### ○ 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

対象者：各都道府県等の生活保護指導職員

開催時期：平成25年5月22日（水）～24日（金）

開催期間：3日

開催場所：東京都内（予定）

内容：監査のPDCAサイクルや監査手法等

### イ 生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会

生活保護制度は現業事務を基本に成り立っており、現業事務を適正に実施するために査察指導機能は極めて重要である。

また、都道府県等本庁において監査業務に従事する生活保護指導職員等は、生活保護事務に係る法制度を十分に理解していることはもとより、実施機関の現場における査察指導のあり方等も理解の上実際の指導等に当たる必要がある。

こうしたことに鑑み、監査時における個別指導に加え集団指導として、現業事務経験のない生活保護査察指導員及び生活保護事務経験のない都道府県等本庁指導職

員等を対象に、下記のとおり研修を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関係職員の参加について管内実施機関を含めて配慮願いたい。

○ 生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会

対象者：現業務経験のない生活保護査察指導員及び生活保護事務経験のない都道府県等本庁指導職員等

開催時期：平成25年5月8日（水）～10日（金）

開催期間：3日

開催場所：東京都内（予定）

内容：生活保護事務の基本に係る講義及び分科会による「査察指導」及び「指導監査」それぞれの基本的知識等の習得

ウ 全国生活保護査察指導員研修会（仮）

査察指導員として一定の経験を有する生活保護査察指導員等を対象に、下記のとおり研修を実施することとしている。

なお、平成22年度以前に例年開催していた「全国生活保護査察指導に関する研究協議会」については、東日本大震災の影響等により平成23年度及び平成24年度の開催を見送ったところであるが、平成25年度の実施に当たり、より現場の実態や課題に即した研修にするべく、名称を変更するとともに、実施方針及びその内容等について現在検討を重ねている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関係職員の参加について管内実施機関に対して配慮願いたい。

○ 全国生活保護査察指導員研修会（仮）

対象者：一定の経験を有する生活保護査察指導員等

開催時期：平成25年8月下旬

開催期間：3日（予定）

開催場所：東京都内（予定）

内容：求められる査察指導業務に係る講義及び意見交換等（予定）

# 連 絡 事 項

# 参 考 资 料

# I 生活保護関係

## 1 指導監査の実施状況（平成23年度）

### (1) 都道府県・指定都市が実施した指導監査の状況

都道府県・指定都市数	保護の実施機関数	被保護世帯数	監査実施箇所数	
			保護の実施機関数	ケース検討数
66 県市	1,261	1,498,375	1,210	51,016

(注) 「平成23年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告」による。ただし、被保護世帯数については、「平成23年度福祉行政報告例」による。

### (2) 主眼事項・着眼点別改善指示状況（指摘実施機関数）

指摘事項	郡部	市部	計	指摘率 (%)
<b>I 保護の適正実施の推進</b>	150	813	963	79.6
1 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底	82	458	540	44.6
(1) 面接相談時等における適切な対応	18	175	193	16.0
(2) 適切な事務処理	20	65	85	7.0
(3) 保護開始時における調査	11	111	122	10.1
(4) 扶養義務履行の指導	54	269	323	26.7
(5) 関係機関等との連携	3	10	13	1.1
2 保護受給中における指導援助の推進	119	681	800	66.1
(1) 権利、義務の周知徹底	3	12	15	1.2
(2) 資産及び収入の把握	64	396	460	38.0
(3) 年金等の受給権の確認	24	155	179	14.8
(4) その他、他法他施策の活用	17	155	172	14.2
(5) 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱い	0	19	19	1.6
(6) 援助方針の策定	42	223	265	21.9
(7) 訪問調査活動の充実	54	372	426	35.2
(8) 就労阻害要因の把握	25	183	208	17.2
(9) 個別具体的な指導援助の充実	19	188	207	17.1
(10) 関係機関との連携及び社会資源等の活用	2	16	18	1.5
3 適正な保護の決定事務の確保	44	372	416	34.4
(1) 開始時の要否判定	5	35	40	3.3
(2) 保護の廃止	19	189	208	17.2
(3) 最低生活費の算定及び通知事務	18	186	204	16.9
(4) 保護費の返還・徴収の決定	16	137	153	12.6
4 不正受給防止対策等の推進	19	118	137	11.3
(1) 収入申告内容の確認等の状況	10	64	74	6.1
(2) 不正受給ケースに対する措置	3	45	48	4.0
(3) 不正受給等の原因分析及び再発防止対策	3	30	33	2.7
<b>II 医療扶助の適正運営の確保</b>	59	285	344	28.4
(1) 医療扶助受給者に対する指導援助の状況	28	149	177	14.6
(2) レセプトの点検・活用	7	34	41	3.4
(3) 移送給付等の状況	31	146	177	14.6
(4) 嘱託医等の配置及び活動状況	2	16	18	1.5
(5) 本庁への技術的助言の要請状況	0	1	1	0.1
(6) 他法他施策の活用及び関係機関との連携	12	55	67	5.5

指摘事項	郡部	市部	計	指摘率 (%)
<b>III 介護扶助の適正運営の確保</b>	10	80	90	7.4
(1) 介護扶助受給者に対する指導援助の状況	3	31	34	2.8
(3) 福祉用具及び住宅改修の給付状況	5	22	27	2.2
(4) 他法他施策の活用及び関係機関との連携	4	38	42	3.5
(5) 本庁への技術的助言の要請状況	0	0	0	0.0
<b>IV 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保</b>	2	11	13	1.1
(1) 適正な入所措置事務等の確保	1	6	7	0.6
(2) 適正な保護の決定事務の確保	1	5	6	0.5
<b>V 組織的な運営管理の推進</b>	58	441	499	41.2
1 計画的な運営管理の推進	19	141	160	13.2
(1) 理事者等の現状認識	0	17	17	1.4
(2) 問題の把握と対応策の組織的取組	7	33	40	3.3
(3) 生活保護業務の実施方針及び事業計画の状況	8	59	67	5.5
(4) 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況	1	19	20	1.7
(5) ケース診断会議の活用状況	2	40	42	3.5
2 査察指導機能の充実	34	248	282	23.3
(1) 現業活動の掌握体制の確保	10	98	108	8.9
(2) 訪問の進行管理等	12	122	134	11.1
(3) ケース審査及び助言、指導	15	130	145	12.0
(4) 援助困難ケースへの対応	1	9	10	0.8
3 実施体制の確保	19	308	327	27.0
(1) 職員の配置状況	6	236	242	20.0
(2) 面接相談体制の状況	0	9	9	0.7
(3) 現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等	9	51	60	5.0
(4) ケース記録等事務処理の管理状況	1	37	38	3.1
<b>VI 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導</b>	31	158	189	15.6
(1) 暴力団関係者ケースに対する調査、指導	3	35	38	3.1
(2) 自動車保有ケースに対する調査、指導	29	132	161	13.3
(3) ホームレス等に対する保護の適用	0	1	1	0.1
(4) 福祉事務所の規模に応じた適切な組織運営	0	7	7	0.6
(5) 職員による不祥事の再発防止	0	6	6	0.5
都道府県・指定都市の独自の事項	7	27	34	2.8

(注) 1 「平成23年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告」による。

2 本表は都道府県・指定都市の監査において、着眼点（カッコ数字）ごとに指摘した保護の実施機関の延べ数及び主眼事項（I-1～VI）ごとに各事項で指摘した保護の実施機関数の実数及び指摘率を記載したものである。

## 2 不正受給の状況

### (1)不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の金額	告 発 等	保 護 の 停廃止等
	件	千円	千円	件	件
19	15,979	9,182,994	575	12	3,807
20	18,623	10,617,982	570	26	4,493
21	19,726	10,214,704	518	23	4,549
22	25,355	12,874,256	508	52	6,967
23	35,568	17,312,999	487	60	8,820

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

### (2)不正内容の年度別推移

内 訳	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	9,891	50.1	11,026	43.5	16,038	45.1
稼働収入の過小申告	1,983	10.1	2,055	8.1	3,403	9.6
各種年金等の無申告	4,022	20.4	7,015	27.7	8,821	24.8
保険金等の無申告	742	3.8	1,030	4.1	1,325	3.7
預貯金等の無申告	483	2.4	556	2.2	688	1.9
交通事故に係る収入の無申告	292	1.5	403	1.6	527	1.5
その他	2,313	11.7	3,270	12.9	4,766	13.4
計	19,726	100.0	25,355	100.0	35,568	100.0

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

### (3)不正受給発見の契機の状況(平成23年度)

発 見 の 契 機			
照会・調査	通報・投書	その他	計
(89.9%)	(5.1%)	(5.0%)	(100.0%)
31,966	1,813	1,789	35,568

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

## Ⅱ 保護施設関係

厚生労働省及び都道府県・指定都市・中核市が実施した指導監査(平成23年度)

### 1 保護施設に対する指導監査の実施状況

対 象 施 設 数		240か所
実 施 施 設 数	厚 生 労 働 省 分	5
	都道府県・指定都市・中核市分	121

### 2 保護施設に対する文書指摘事項

#### (1)概 要

指 導 監 査 実 施 施 設 数	126か所
文 書 指 摘 総 数	90件
a 入 所 者 処 遇	25
b 職 員 処 遇	13
c 運 営 管 理	52

## (2) 詳細

指 摘 事 例	指摘施設数	指摘率 (%)
<b>a. 入所者処遇</b>	<b>25</b>	<b>18.1</b>
1 入所者の個別処遇の策定が不十分	7	5.1
①入所者の個別処遇の策定が不十分	6	4.3
②処遇に関する記録が不十分	1	0.7
2 給食の取扱いが不適切	2	1.4
①検食及び保存食の実施等が不十分	2	1.4
②調理職員等の検便の実施が不十分	0	0.0
③嗜好調査、残飯(菜)調査が不十分	0	0.0
④栄養量の確保、給食内容が不十分	0	0.0
3 授産事業の実施内容が不適切	0	0.0
4 入所者預り金の管理及び取扱いが不適切	10	7.2
5 入所者の健康管理が不十分	0	0.0
6 遺留金品の取扱いが不適切	1	0.7
7 入所者の心情に対する配慮が不十分	0	0.0
8 入所者に対するクラブ活動が低調	0	0.0
9 入所者に対するリハビリが低調	0	0.0
10 入浴の実施が不十分	0	0.0
11 夜間における介護体制が不十分	0	0.0
12 褥瘡予防対策、離床対策が不十分	0	0.0
13 苦情解決に対する取り組みが不十分	4	2.9
14 その他	1	0.7
<b>b. 職員処遇</b>	<b>13</b>	<b>9.4</b>
1 給与規程が不備又は実態と乖離	5	3.6
2 非常勤職員等の雇用形態が不明確	0	0.0
3 勤務体制の整備が不十分	3	2.2
4 職員の健康診断が不十分	2	1.4
5 研修会等への参加が低調	1	0.7
6 職員の定着化対策が不十分	1	0.7
7 職員に対する福利厚生が不十分	0	0.0
8 その他	1	0.7
<b>c. 運営管理</b>	<b>52</b>	<b>37.7</b>
1. 会計事務処理が不適正	17	12.3
①会計事務処理が不適正	17	12.3
②診療所職員の人件費等の按分が不適切	0	0.0
③措置費対象外経費の支出	0	0.0
④予算の執行が不適切	0	0.0
⑤発注、支払が未決裁	0	0.0
2 就業規則、管理規程が不備又は実態と乖離	5	3.6
3 災害事故防止対策が不十分	6	4.3
4 契約の取扱いが不適切	9	6.5
①工事、高額物品購入にかかる事務処理が不適切	7	5.1
②給食材料及び医薬品等の購入にかかる事務処理が不適切	2	1.4
5 労働基準法に基づく諸届け等がなされていない	0	0.0
6 借入金・繰入金等の処理が不適切	1	0.7
①借入金・繰入金等の処理が不適切	0	0.0
②繰入金の管理・執行が不適切	1	0.7
③引当金の経理が不適切	0	0.0
7 内部牽制組織及び内部監査体制の不備	2	1.4
①内部牽制組織及び内部監査体制が不十分	2	1.4
②会計責任者への辞令が未交付	0	0.0
8 施設設備の整備が不十分	0	0.0
①施設設備の整備が不十分	0	0.0
②施設設備の使用目的が不適切	0	0.0
9 経理規程が不備又は実態と乖離	3	2.2
10 施設長の兼務及び無資格	1	0.7
11 職員給食費の徴収が不適切	0	0.0
12 直接処遇職員が未充足	0	0.0
13 施設長の施設運営管理が不十分	0	0.0
14 栄養士が未充足	0	0.0
15 職員会議等の開催が低調及び記録が未整備	0	0.0
16 その他	8	5.8
<b>指 摘 総 数</b>	<b>90</b>	

$$\text{※指摘率} = \frac{\text{指 摘 施 設 数}}{\text{指 導 監 査 実 施 施 設 数}} \times 100$$